平成２８年（フ）第２８３号
新潟市江南区亀田中島３丁目６番４号
債務者　清水　佳子
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９０号
新潟市中央区寄附町5016番地４、前住所新潟市東区河渡２丁目４番61号７
債務者　渡辺　宏幸
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４２号
金沢市山王町１丁目143番地
債務者　水口　一夫
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６７号
長野県北佐久郡立科町大字芦田519番地
債務者　森屋志登美
1　決定年月日時　平成28年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第１７３号
長野県松本市大手４丁目６番17号　インナーシティー501号
債務者　小川　美枝
1　決定年月日時　平成28年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第７６号
長野県諏訪市大字四賀6784番地４
債務者　本山　　弘
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第７７号
長野県諏訪市大字湖南4675番地
債務者　降幡　順人
1　決定年月日時　平成28年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第４５号
長野県駒ヶ根市上穂北10番19号コーポ駒ヶ根Ａ－１
債務者　又吉　敏幸
1　決定年月日時　平成28年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第１４０１号
名古屋市中川区西中島１丁目212番地　コーポやすり苑308号
債務者　古賀　一樹
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９１号
三重県津市河芸町杜の街１丁目16番地12
債務者　駒田　好隆
1　決定年月日時　平成28年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５６号
滋賀県東近江市八日市本町７番３号メゾン蔵503号室
債務者　辻　　直和
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第４７４号
兵庫県尼崎市東園田町７丁目１番地　園和住宅１―604
債務者　林　　一郎
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４７５号
大阪府豊中市利倉西２丁目13番16―108号
債務者　林　　操
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５２９号
兵庫県尼崎市大庄西町１丁目３番21号、前住所兵庫県尼崎市稲葉元町３丁目14番13号
債務者　アクアシステム　マリンこと　芝田　正之
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５４５号
兵庫県尼崎市浜田町４丁目18番地
債務者　前田　一行
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５５５号
兵庫県尼崎市御園３丁目12番13号　ピアライフ御園601号
債務者　新関　秀貴
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０６号
鳥取県鳥取市御弓町56番地
債務者　村川　弘行
1　決定年月日時　平成28年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
鳥取地方裁判所民事部